

事 務 連 絡

令和2年5月29日

各都道府県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局

災害廃棄物対策室

災害廃棄物の処理等への事前の備えの確認について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生しています。

つきましては、梅雨期及び台風期に当たり、以下の観点を含めた災害の発生に備えた事前の準備をお願いします。

（１）災害廃棄物処理計画等の確認

本年2月に周知した「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」にある事前検討チェックリストを活用するなどして、災害廃棄物処理計画等の計画の確認（災害時の組織体制、災害支援協定の内容、仮置場の候補地等）

（２）浸水対策等

洪水ハザードマップにより一般廃棄物処理施設等の被害が想定される場合、浸水対策工事ができない場合の応急対策としての土嚢、排水ポンプの準備や、地下にある水槽やポンプ類の予備品や代替装置の保管などを含めた浸水対策等

（３）定期検査の時期の検討

出水時期等を勘案した定期検査等の実施や、定期検査時の代替施設についての検討

（４）避難所ごみ対策

4月7日付けで内閣府・消防庁・厚生労働省から各都道府県・保健所設置市・特別区あてに「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」事務連絡が発出されており、「あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の

活用等も検討すること」とされていることから、災害救助主管部局や衛生主管部局と連携を図り、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理体制の検討

なお、災害時においても、災害廃棄物、日常生活に伴って生じたごみ、事業系ごみ、し尿、浄化槽汚泥等の廃棄物処理に関する業務実施時には、地域の感染症の状況を踏まえつつ、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A等を参照し対応いただくようお願いします。

具体的には、

- ・ 災害廃棄物の収集運搬や仮置場での分別、運転席が開放された状態の重機の運転などの廃棄物に接触する作業を行う場合の手袋、マスク、その他の個人防護具の使用や、肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用。
- ・ 作業終了後の手洗い及び手指消毒等の実施。
- ・ 運搬車両等の定期的な清掃及び0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いた消毒の実施

等に留意いただくようお願いします。

<参考> 廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A

(http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaga/index.html)

災害により被災市町村が実施した災害廃棄物の処理事業及び廃棄物処理施設の復旧事業に対しまして、「災害等廃棄物処理事業費補助金」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」により財政支援措置を行っています。詳しくは環境省災害廃棄物対策情報サイト (<http://kouikishori.env.go.jp/>) を参照ください。

災害廃棄物対策にあたり疑義等が生じましたら、各地方環境事務所又は環境省災害廃棄物対策室まで御連絡をお願いいたします。

<連絡先>

(災害廃棄物対策について)

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

担当：水原、山内

TEL：03-5521-8358（直通）

E-mail：hairi-saigai@env.go.jp

(災害等廃棄物処理事業費補助金について)

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

担当：関山、幡豆

TEL：03-5521-8337（直通）

E-mail：hairi-shisetsu@env.go.jp